

ふるさと融資 Q & A

令和6年4月

一般財団法人 地域総合整備財団

はじめに

1. 本冊子について

本冊子「ふるさと融資Q&A」は、ふるさと融資制度に関するこれまでの質疑応答や取扱方針をまとめたものです。

ふるさと融資の利用にあたっては、別冊「ふるさと融資の手引き」、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」(※)と併せて、本冊子を活用いただきますようお願いいたします。

※いずれも、財団ホームページ (<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>)、ふるさと融資資料及び様式集に掲載しています。

2. 主な用語について

本冊子中、「要綱」「貸付団体」とあるのは、それぞれ以下のとおりですので、ご注意ください。

「要綱」…………… 地域総合整備資金貸付要綱をいう。

「貸付団体」…………… ふるさと融資の貸付を行う地方公共団体をいう。

目 次

I 制 度

1. 貸付団体

- Q1 ふるさと融資の貸付主体 1
Q2 都道府県・市町村両方からの借入の可否 1

2. 貸付対象者

- Q3 「法人格を有する団体」(要綱第4条)の内容 1
Q4 個人や任意団体の取扱い 1
Q5 第三セクターの取扱い 1
Q6 金融業を営む者の取扱い 2
Q7 JRの取扱い 2
Q8 法人設立前の借入申込の可否 2
Q9 同一民間事業者が実施する複数事業への融資の可否／一民間事業者
当たりの融資限度額 2

3. 貸付対象事業

(1) 公益性、事業採算性等(要綱第3条第1項第1号)

- Q10 公益性を判断する者 3
Q11 事業採算性、低収益性を貸付要件とする趣旨 3

(2) 雇用要件(要綱第3条第1項第2号)

- Q12 事業地域の範囲 3
Q13 新規雇用者数の確保の判定時期 3
Q14 間接雇用の考え方 4
Q15 パートタイマーの新規雇用者数への算定方法 4
Q16 他者からの中古資産の買い取りに係る新規雇用者数の算定方法 4
Q17 建物等に移転する場合や同地域で建て替え・設備更新の場合の新規雇
用者数の算定方法 5

(3) 貸付対象事業の範囲等

- Q18 貸付対象事業の具体例 5
Q19 既存施設の拡張、改修の取扱い 5

Q20	将来的に第三者への譲渡等を前提とした施設の対象可否	5
Q21	ホテル内に風俗営業に該当する施設を設置する場合の対象範囲	6

(4) 複数年度にわたる事業の取扱い

Q22	工期が複数年度にわたる事業への貸付の可否／複数年度分の借入申込及び総合的な調査・検討依頼の可否	6
Q23	複数年度分を一括して最終年度に貸し付けることの可否	6
Q24	途中で貸付を行わない年度が生じる場合の取扱い	7
Q25	前年度までに事業が完了している事業の対象可否	7

(5) 社会福祉施設整備事業の取扱い

Q26	社会福祉施設の対象可否	7
Q27	養護老人ホームの対象可否	7
Q28	サービス付き高齢者向け住宅の対象可否	7

(6) 施設整備及び償還に係る資金

Q29	設備投資に会員権販売代金を充当する事業の対象可否	8
Q30	ふるさと融資又は民間金融機関等借入金の償還元金相当額に対し地方公共団体の補助が予定される事業の対象可否	8
Q31	地方公共団体からの収入がある事業の対象可否	8

(7) 用地取得に係る取扱い (要綱第3条第1項第4号)

Q32	用地取得費の範囲	8
Q33	用地取得等契約の「等」の内容	8
Q34	自社所有地への設備投資の対象可否／営業開始要件の取扱い	9
Q35	用地取得の契約が2本以上になる場合の「5年以内に貸付対象事業の営業開始」の取扱い	9
Q36	初年度が用地取得のみの場合の留意点	9

4. 貸付対象費用 (要綱第2条第1号及び第2号)

Q37	「設備の取得等に係る費用」の内容	9
Q38	用地取得費の算入限度額の解釈	10
Q39	「貸付対象費用」に係る消費税の取扱い	11
Q40	無形固定資産の具体例	11
Q41	「試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用」の内容	12

Q42 付随費用の算入限度額の解釈	12
-------------------------	----

5. 貸付額等

(1) 融資比率・融資限度額

Q43 地域再生計画認定地域の内容	13
Q44 定住自立圏構想推進要綱に基づき協定を締結した地域の取扱い	14
Q45 定住自立圏における融資比率、融資限度額引き上げ措置の適用時期	14
Q46 連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき協約を締結した地域の取扱い.....	14
Q47 連携中枢都市圏における融資比率、融資限度額引き上げ措置の適用 時期	15
Q48 「地域脱炭素化促進事業」もしくは(株)脱炭素化支援機構が出資等を行 う事業の優遇措置	15
Q49 ローカル10,000プロジェクト事業においてふるさと融資を利用 する場合	15
Q50 融資比率が限度以下であることの確認方法	16

(2) 貸付期間等

Q51 貸付期間と償還方法	16
---------------------	----

(3) 債権の保全等 (要綱第10条)

Q52 「民間金融機関等確実な保証人」の範囲	16
Q53 本制度における保証の性格	17
Q54 保証料の取扱い	17
Q55 地方公共団体—保証金融機関等の間でのふるさと融資に係る損失補 償契約の可否	18

6. 民間金融機関等借入金

Q56 民間金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することの 可否.....	18
Q57 ふるさと融資の融資比率の維持	18
Q58 民間金融機関等借入金に含まれるもの	18
Q59 工業用地等を割賦支払い方式で譲渡を受ける場合の当該債務の取扱い	19
Q60 地方公共団体が民間金融機関等借入金部分への損失補償を行う場合の ふるさと融資利用の可否	19

7. 財政措置等

Q61	地域総合整備資金貸付事業に係る交付税措置の内容	19
Q62	地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付）のレート	19
Q63	実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に係る本制度の活用	20
Q64	地方債の利息の交付税不算入額相当額を貸付団体が借入人から寄付金等の名目で義務付けて徴することの可否	20

II 融資の申込から貸付実行までの手続き

1. 融資の申込及び地方公共団体における検討

Q65	複数の都道府県、市町村にまたがる案件の申請先	21
Q66	市町村の融資限度額未達の案件の申請先	21
Q67	ある案件を事業区分し、このうち1事業のみを貸付対象事業とすることの可否	21
Q68	事業着手時期についての留意点	21
Q69	各地方公共団体における要綱の作成	22
Q70	地域振興民間能力活用事業計画についての留意点	22

2. 財団における総合的な調査・検討

Q71	財団への「総合的な調査・検討依頼」の提出時期	23
Q72	コンサルタント等に書類作成等を依頼する必要性	23
Q73	財団における案件検討会の業務	23
Q74	地方公共団体金融機構 地方支援調査委員会の業務	23
Q75	後年度に実施される事業に係る総合的な調査・検討の可否	23
Q76	総合的な調査・検討に先立っての予算措置の必要性	24

3. 貸付決定から貸付実行までの手続き等

(1) 貸付決定及び通知

Q77	総合的な調査・検討の結果通知の形式	24
Q78	複数年度にわたる貸付の場合の(1)貸付決定通知、(2)金銭消費貸借契約締結に係る取扱い	25
Q79	貸付決定の通知後、金銭消費貸借契約証書上の貸付条件が変更された場合の対応	25
Q80	総合的な調査・検討結果の通知後、貸付決定までの間に事業計画や	

資金計画に変更があった場合の対応	25
------------------------	----

(2) 貸付事務包括委託契約

Q81 財団への事務委託にあたっての必要書類	25
Q82 財団が委託を受ける範囲	26
Q83 委託契約締結の必要性、締結時期	26
Q84 委託契約締結の単位	26
Q85 貸付事務包括委託契約への改正 (H23. 4) に伴う対応	27
Q86 徴収事務の委託についての告示の必要性	27

(3) 貸付実行

Q87 貸付実行に当たっての留意点	27
Q88 対象事業費の支払い又は民間金融機関等からの借入が、年度末までに 完了しなくなった場合の取扱い	28
Q89 貸付対象事業の遅延により繰越措置を行う場合の取扱い	28
Q90 貸付実行がなされたとみなされる時点	28
Q91 貸付団体から借入人の口座に資金が届くまでの所要日数	28
Q92 貸付実行日に係る月末・年度末についての留意点	28
Q93 金銭消費貸借契約締結時における印鑑証明書の徴求	29
Q94 「数個の給付をなすべき場合」、「甲からの借入金債務が他にもある場 合」(金銭消費貸借契約証書一般約款第8条)の意味	29
Q95 「契約に関する一切の費用」(金銭消費貸借契約証書一般約款第11 条)の意味	29
Q96 金銭消費貸借契約締結時において借入人に対して交付する書類	29
Q97 金銭消費貸借契約証書における印紙の取扱い	30
Q98 金銭消費貸借契約証書の誤記の訂正方法	30
Q99 第三セクターの代表者が貸付団体の長である場合の金銭消費貸借契 約締結上の留意点	30
Q100 保証書の記載上の留意点	31
Q101 金銭消費貸借契約締結時に保証人に対し交付する書類	31

(4) 借入人からの報告等

Q102 事業遂行の確認方法	32
Q103 雇用確保の事後確認の方法	32

Ⅲ 貸付金の管理等

1. 貸付金の償還

Q104 償還事務の流れ	33
Q105 借入人がすべてを返済（完済）した場合の貸付団体の事務処理	33
Q106 借入人からの償還があったとみなされる時点	33
Q107 金銭消費貸借契約証書記載の償還期日以前での償還	34
Q108 償還期日が休日又は銀行の休業日の場合の取扱い	34
Q109 借入人から財団への振込手数料等の負担者	34

2. 延滞及び遅延利息等

Q110 遅延利息の発生	34
Q111 延滞が発生した場合の貸付団体の対応	35
Q112 遅延利息の性格	35
Q113 元本と遅延利息の充当順位	35

3. 繰上償還等

Q114 繰上償還の請求を判断する者	35
Q115 繰上償還請求決定通知書及び督促状等の送達	36
Q116 繰上償還事由：地域振興民間能力活用事業計画違反の拘束力	36
Q117 借入人から繰上償還したい旨の申し出があった場合の対応	36
Q118 保証債務履行請求の時期.....	36
Q119 繰上償還における地方財政措置の取扱い.....	36

4. 貸付条件等の変更・借入人からの報告等

Q120 金銭消費貸借契約（一般約款第9条第5項）における「重大な変化が生じたとき」の具体的内容	37
Q121 最終期限の延長・償還金額の軽減等、貸付条件の変更の希望があった場合の対応	37
Q122 東日本大震災の被害により貸付条件の変更希望があった場合の対応.....	37
Q123 民間金融機関等借入金部分の他の民間金融機関等による一部肩代わりの可否	38
Q124 金銭消費貸借契約証書一般約款第9条第4項における決算書類	38

I 制度

1. 貸付団体

Q 1 ふるさと融資の貸付主体は誰か。

A 要綱第1条に規定するとおり、ふるさと融資の貸付主体は地方公共団体である。

Q 2 都道府県と市町村の両方からの借入は可能か。

A 同一事業について、都道府県と市町村（特別区を含む）の両方からの借入はできない。

2. 貸付対象者

Q 3 「法人格を有する団体」（要綱第4条）とは何か。

A 法人形態をとるものを広く対象とするという趣旨である。

これまでの事例では、会社以外にも、医療法による「医療法人」、社会福祉法による「社会福祉法人」、私立学校法による「学校法人」、中小企業等協同組合法による「協同組合」、農業協同組合法による「農業協同組合」、特定非営利活動促進法による「NPO法人」等がある。

また、医療法人、社会福祉法人、学校法人が実施する事業については、その内容や交付される補助金の性質等について精査が必要となるため、関係機関及び財団に事前に相談いただきたい。

Q 4 個人や任意団体は、ふるさと融資の対象となるのか。

A 貸付対象事業者は法人に限定されており、対象者とはならない。

Q 5 第三セクターは、地方公共団体の出資割合に関係なく、貸付対象となるのか。

A いわゆる第三セクターについては、基本的には本制度の対象となるが、民

間の活力を導入して地域振興を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、国、地方公共団体の出資・出捐が100%である法人は、貸付対象者とはならない。

Q6 金融業を営む者は、貸付対象事業者となるのか。

A 銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等、金融業を営む者は貸付対象事業者とはならない。

Q7 JRは、貸付対象事業者となるのか。

A JR東日本、JR東海、JR西日本、JR九州は貸付対象者となり得るが、JR北海道、JR四国、JR貨物については貸付対象者とならない。

JR各社は昭和62年に民営化されたが、その際、衆議院・参議院において、JR各社に対する地方公共団体からの寄付金等支出（無利子融資を含む。）について「地方公共団体に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条の趣旨を超えるような負担を求めないこと」とする附帯決議が付されたことから、個別のケースにつき総務省に対する事前協議の対象とされ、ふるさと融資についても認めないこととされてきた。

しかし、その後JR本州3社については平成13年に完全民営化され、JR九州については平成28年に上場し事前協議の対象から外されたことから、当該4社については、ふるさと融資の対象者として位置づけられている。

Q8 法人設立前に、借入申込をすることができるのか。

A 法人として設立された後でなければ、地方公共団体へ正式に借入の申込みができない。

ただし、設立に許認可が必要な社会福祉法人等は、法人格がなくても設立申請書の写し等、客観的に当該法人の設立が確実なことを確認できる場合には、借入の申込みをすることができる。

その場合においても、貸付実行時には法人格が必要である。

Q9 同一民間事業者が実施する複数の事業に対し、ふるさと融資を行うことは可能か。また、一民間事業者当たりのふるさと融資の限度額はあるのか。

A 同一の民間事業者の行う複数の事業に対してふるさと融資を行うことは

可能である。

また、ふるさと融資については、一事業当たりの融資限度額は定められているが、一民間事業者当たりの融資限度額は定められていない。

3. 貸付対象事業

(1) 公益性、事業採算性等

Q10 「公益性」(要綱第3条第1項第1号)は、誰が判断するのか。

A 対象事業の地域振興に係る効果等、客観的に個々の事例に即して、ふるさと融資を行う地方公共団体が、当該地域の実情に基づいた判断を行う。

Q11 「事業採算性」や「低収益性」(要綱第3条第1項第1号)を貸付要件としているのはなぜか。

A 事業採算が全く期待できないものや、明らかに大幅な黒字が見込まれるような案件を除外するということ、すなわち適度の事業収益性が求められるという趣旨である。

なお、一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人が行う事業であっても、事業採算性に係る判断は行われる。

(2) 雇用要件

Q12 雇用要件判定上の「事業地域」(要綱第3条第1項第2号)とは、どこまでの範囲か。

A 対象事業を実施した地域の周辺ということであって、必ずしも当該対象施設内や行政区域にとらわれる必要はなく、地方公共団体において弾力的に判断すべきである。

Q13 貸付対象事業における新規雇用者の確保はどの時点までに行えばよいか。

A 貸付対象事業の本格的な営業開始時までには新規雇用者数を確保する必要

がある。

Q14 テナント、業務委託等の間接雇用も雇用人数に算入できるか。

A 直接雇用のほか、テナントや業務委託等による間接雇用も雇用人数に算入できる。

借入申請者が建物を建設し、第三者に賃貸又は業務の一部を委託するなどにより、借入申請者において雇用要件を満たさない場合であっても、借借人等における間接雇用者数を含めて要綱で定める雇用人数の要件を満たせば当該事業は貸付対象事業となる。

Q15 雇用人数にはパートタイマーも含むのか。その場合の算入方法はどうか。

A 雇用形態による制限はなく、パートタイマーも算入することができる。
その場合、常勤換算（1人1日当たり8時間労働）をした上で、雇用人数に算入することができる。

例：4時間のパートタイマー2人

3時間のパートタイマー6人

$$\frac{4 \times 2 + 3 \times 6}{8} = 3.25 \rightarrow \text{雇用人数は3人（小数点以下切り捨てで算出）}$$

Q16 他者からの中古資産の買い取りは、貸付対象事業となるか。また、この場合、雇用要件上の新規雇用者数をどのように算出するか。

A 新規雇用者数の確保等、本制度の要件を満たす場合には貸付対象事業となる。

また、中心市街地の衰退により雇用の継続が危ぶまれる事業に係る中古資産や、地域経済に影響の大きい旅館・工場等の買取りについては、その買取りがなければ失われる恐れがある雇用の維持・確保が見込まれる場合、その人数を雇用要件上の新規雇用者数に算入できる。

Q17 建物・設備等に移転する場合や同地域で建て替えや設備更新の場合は、貸付対象事業となるか。また、この場合、雇用要件上の新規雇用者数をどのように算出するか。

A 新規雇用者数の確保等、本制度で定める要件を満たす場合には、貸付対象事業となる。新規雇用者数については次による。

1 他の市町村（特別区を含む）の地域から移転する場合、移転先では全て新規雇用者数として算入する。

2 同一市町村（特別区を含む）内で移転する場合、又は同地域での建て替えや設備更新の場合であっても、地方公共団体が土地利用政策や産業・雇用政策等への寄与が大きいと考えられる場合、雇用が維持される人数を新規雇用者数として算入する。

なお、貸付団体が都道府県及び指定都市の場合は、同一都道府県及び同一指定都市内での移転についても同様の対応とする。

（３）貸付対象事業の範囲等

Q18 貸付対象事業の具体例を挙げてほしい。

A 本制度では、要綱第3条に定める要件を満たす事業であれば、基本的に対象となる。

具体例については、財団ホームページ

(<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>) の最下段にある「ふるさと財団データベース」が参考となる。

Q19 既存施設の拡張や改修でも貸付対象事業となるか。

A 新規雇用者数の確保等、本制度の要件を満たす場合には、貸付対象事業となる。

Q20 将来的に第三者への譲渡等を前提とした施設は、貸付対象事業となるか。

A 要綱第3条第2項第1号に規定されているとおり、対価の有無にかかわらず、当初からふるさと融資の償還期間中に第三者への譲渡等を前提とした施

設は貸付対象事業とならない。

Q21 ホテル内に風俗営業に該当する施設を設置する場合、建設しようとするホテルの全体が対象外となるのか。

A ホテル全体を対象外とする必要はなく、使用床面積等により風俗営業部分を除いて対象とすることは可能である。ただし、風俗営業部分が相当大きな比重を占める場合等、「公益性」の観点から対象とすることがふさわしくないケースも考えられる。

(4) 複数年度にわたる事業の取扱い

Q22 工事が複数年度にわたる事業は、貸付対象事業となるか。また、この場合、複数年度分について、借入申込及び総合的な調査・検討依頼を行うことができるか。

A 工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年分の工事に係る部分が、貸付対象事業となる。(要綱第7条)

申請から貸付実行に至るまでの手続き等については、原則として、年度ごとに個別に行う必要がある。ただし、民間事業者が希望し、地方公共団体が認める場合、借入申込及び総合的な調査・検討依頼は、当該年度及び次年度分の2か年度分について行うことができる。この場合、財団は地方公共団体に対し、2か年度分の総合的な調査・検討結果を通知する。

なお、それぞれの年度、または当該年度までの累計ベースで貸付対象費用から補助金を控除した額に占めるふるさと融資の比率は50%（過疎地域等60%）以内でなければならない。

Q23 工事が複数年度にわたる事業において、複数年度分を一括して最終年度に貸し付けることは可能か。

A 原則として、各年度の事業費に対して、年度毎に申請し貸付実行を行うものとするが、民間事業者が希望し、地方公共団体もこれを認める場合については、複数年度分の事業費を最終年度の事業費に算入し、最終年度に複数年度分を一括してふるさと融資を実行することは可能である。

また、最終年度への一括算入ではなく、ある年度分の事業費を次年度（または次々年度）分の事業費に算入し、算入した年度に一括して実行すること

も可能である。

なお、算入先年度での貸付を前もって約束できるものではないので、予定どおりの借入ができない可能性があることについて、民間事業者に十分に理解を求めておく必要がある。

Q24 工事が複数年度にわたる事業において、途中で貸付を行わない年度が生じてもよいか。

A 民間事業者が希望し、地方公共団体もこれを認める場合は、着手時に手付金を支払い、工事完了時に残り経費を支払う場合など、途中年度で事業費の支払が発生しないために貸付を行わない年度が生じることも認められる。

ただし、当該年度についても要綱第7条に規定する4年のうちに含まれる。

Q25 前年度までに事業が完了している事業は、貸付対象事業となるか。

A 貸付対象事業とはならない。

(5) 社会福祉施設整備事業の取扱い

Q26 社会福祉施設の整備は、貸付対象事業となるか。

A 貸付対象事業となり得る。

ただし、施設設置者の収入の大部分が措置費や施設運営補助金等で、その用途が限定されており、ふるさと融資の償還財源を確保できない場合は、対象事業とはならない。

Q27 養護老人ホームの建設は、貸付対象事業となるか。

A 原則として、Q26に基づいて考える。

養護老人ホームについては、その施設収入の大部分が措置費であり、措置費は施設整備の償還財源に充当できないこととされているため、貸付対象事業とはならない。

Q28 サービス付き高齢者向け住宅の建設は、貸付対象事業となるか。

A 貸付対象事業となり得る。

(6) 施設整備及び償還に係る資金

Q29 設備投資に会員権販売代金を充当するような事業は、貸付対象事業となるか。

A 原則として貸付対象事業となる。

ただし、会員権販売代金は自己資金とみなし、民間金融機関等借入金の額には算入できない（会員権発行までのつなぎ資金の借入も同様）。

Q30 ふるさと融資又は民間金融機関等借入金の償還元金相当額に対して地方公共団体の補助が予定されている事業は、貸付対象事業となるか。

A 元金の償還に地方公共団体が補助を行うことを予定している事業は、貸付対象事業とはならない。

Q31 地方公共団体からの収入がある事業は、貸付対象事業となるか。

A 地方公共団体からの収入があることから、直ちに貸付対象事業から除外されるわけではなく、借入金の償還財源が確保できるものについては、貸付対象事業となり得る。

(7) 用地取得に係る取扱い

Q32 「用地取得費」の範囲はどのようになっているか。

A 固定資産に計上される購入価格等をいう。

この場合、購入価格とは、未造成地の場合は素地価格を、造成地の場合は造成後の価格をいう。

Q33 「用地取得等契約」（要綱第3条第1項第4号）の「等」とは何か。

A 例えば借地権の取得が含まれるという意味である。

Q34 自社所有地への設備投資は、貸付対象事業となるか。その場合、営業開始要件(要綱第3条第1項第3号)の取扱いはどうなるか。

A 既に所有している用地における設備投資も貸付対象事業となる。
この場合には、要綱第3条第1項第3号における営業開始要件の取扱いの適用はない。

Q35 用地取得の契約が2本以上になる場合、「5年以内に貸付対象事業の営業開始」(要綱第3条第1項第3号)の取扱いはどうか。

A 貸付対象事業となった最初の用地取得の日から5年以内である。これは事業完了した後、営業開始まで一定の準備期間が必要なことを想定したものであり、事業完了までの貸付対象期間は4年以内である(要綱第7条)。

Q36 初年度が用地取得のみの場合の留意点は何か。

A 初年度が用地取得費のみの事業については、原則として当該初年度の事業費(用地取得費)は対象外とされるが、工事請負契約等により貸付対象事業が実施されること及び当該事業に当該土地が利用されることが確認できる場合には、当該土地にかかる費用を当該年度(初年度)において対象とすることができる。

4. 貸付対象費用

Q37 「設備の取得等に係る費用」(要綱第2条第1号)の内容は、どのようなものか。

A ふるさと融資の資金使途は設備投資であり、具体的な内容は以下のとおりである。いわゆる「運転資金」に対し、ふるさと融資を行うことはできない。

- 1 施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修
- 2 事業に不可欠な機械装置など動産の取得
- 3 土地の取得及び造成等
- 4 上記とあわせて取得される無形固定資産(Q40参照)

なお、上記の設備を信託受益権化した形で保有する場合についても、貸付対象費用として認めることができる。

Q38 用地取得費の算入限度額の解釈について、具体例を挙げて説明してほしい。

A 要綱第5条第2項に示されているとおり、用地取得費は設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として貸付対象事業費に含めることができる。

具体的には次のような扱いとなる（通常の場合）。

例1：	用地取得費	100百万円
	建物建設費	300百万円
	機械設備費	200百万円
<hr/>		
	(合計)設備の取得等にかかる費用	600百万円

用地取得費100 ($600 \times 1 / 3 = 200$) は、全額貸付対象事業費に算入
[この場合、補助金が0とすればふるさと融資貸付限度額 $600 \times 50\% = 300$]

例2：	用地取得費	300百万円
	建物建設費	200百万円
	機械設備費	100百万円
<hr/>		
	(合計)設備の取得等にかかる費用	600百万円

用地取得費200 ($600 \times 1 / 3$) まで貸付対象事業費に算入
[この場合、補助金が0とすればふるさと融資貸付限度額は (建物・機械設備 $300 +$ 用地取得費 $200) \times 50\% = 250$]

《参考》 例2における「設備投資等及び資金調達計画書」（一部抜粋）の一例

（様式4-1）

設備投資等及び資金調達計画書

（単位：百万円）

費用区分		所要額	支払いベース			備考
			○年度	年度	年度	
設備投資等の総額（貸付対象事業費の総額）	設備の取得等	用地取得費 A	200	200		
		建物建設費	200	200		
		機械設備費	80	80		
		設計費	20	20		
		計 B	500	500		
	付随費用	人件費				
		賃借料				
		保険料				
		固定資産税				
		支払金利 リース料				
計 C	0	0				
計 (B+C) D		500	500			
貸付対象外事業費	用地取得費	100	100			
	付随費用					
	消費税	30	30			
計 E		130	130			
合計 (D+E) F		630	630			
付随費用の比率 (%) C/D×100		0	0			

Q39 「貸付対象費用」（要綱第2条）に係る消費税は、貸付対象事業費に含まれるか。

A 「貸付対象費用」に係る消費税は貸付対象事業費に含まれない。

Q40 無形固定資産の具体例は何か。

A 無形固定資産は、土地・建物・機械設備等の取得に伴いそれ自体の価値・効用を高めるためのものである。

《例》

借地権又は建物の賃借権の取得費用、当該設備による業務に必要な特許権

等または業務処理に必要なソフトウェアの取得（又は製作）費用。

Q41 「試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用」(要綱第2条第2号)の内容は、どのようなものか。

A 要綱第2条第1号に規定する「設備の取得等」に伴い、貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業にかかる試験研究や開発に要する費用、営業開始準備のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するものに限る。

Q42 付随費用の算入限度額の解釈について、具体例を挙げ説明してほしい。

A 付随費用に対するふるさと融資の貸付額は、ふるさと融資の貸付額の総額の20%未満(①試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合、②ソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合には50%未満)でなければならないとされている。

具体的には付随費用およびふるさと融資の限度額について次のとおり計算する。(「20%未満」が適用される事業の場合)

例	:	用地取得費	200 百万円
		建物建設費	200 百万円
		機械設備費	200 百万円
		付随費用(*)	200 百万円
		(* 内訳 : 人件費 80 百万円、保険料 50 百万円、支払金利 70 百万円)	
貸付対象費用の総額			800 百万円

この場合の貸付対象事業費総額は、付随費用を除く費用が8割以上であるから、 $600 \div (1 - 0.2) = 750$ 百万円未満であることが必要であり、貸付対象事業費の総額は749 百万円となる。

このため、付随費用として認められる金額は、 $749 - 600 = 149$ 百万円。

[付随費用の比率は $149 \text{ 百万円} \div 749 \text{ 百万円} \times 100 = 19.9\%$ (< 20.0%)]

補助金が0とすればふるさと融資の貸付限度額は $749 \times 50\% = 374$ 百万円となる。

《参考》 当該事例における「設備投資等及び資金調達計画書」（一部抜粋）の一例

(様式4-1)

設備投資等及び資金調達計画書

(単位:百万円)

設備投資等の総額 (貸付対象事業費の総額)	費用区分	所要額	支払いベース			備考	
			○年度	年度	年度		
貸付対象事業費	用地取得費 A	200	200				
	建物建設費	200	200				
	機械設備費	180	180				
	設計費	20	20				
	計 B	600	600				
	付随費用	人件費	60	60			
		賃借料					
		保険料	37	37			
		固定資産税					
		支払金利	52	52			
リース料							
計 C	149	149					
計(B+C) D	749	749					
貸付対象外事業費	用地取得費						
	付随費用	51	51				
	消費税	40	40				
計 E	91	91					
合計(D+E) F	840	840					
付随費用の比率(%) C/D×100		19.9	19.9				

5. 貸付額等

(1) 融資比率・融資限度額

Q43 地域再生計画認定地域(要綱第5条第5項)とは、どの地域を指すのか。

A 地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために、地域再生法に基づき地域再生計画(以下「計画」という。)の申請をし、認定を受けた計画に係る地域(以下「認定地域」という。)を指す。

また、認定地域内で実施される事業であれば、計画に登載されていない事

業であっても融資限度額の拡大の対象となる。

なお、企業の所在地等が認定地域内であっても、事業地が認定地域内になければ本措置の対象とはならない。

Q44 定住自立圏構想推進要綱（要綱第5条第6項：平成20年12月26日付け総務事務次官通知）に基づき協定を締結した中心市及び近隣市町村において実施される貸付対象事業とは、どのような事業を指すのか。

A 定住自立圏とは、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、定住自立圏形成協定（以下「協定」という。）を締結した中心市と近隣市町村（特別区を含む）の区域を合わせた区域である。中心市は協定締結後、当該定住自立圏の将来像や連携する具体的事項等を記載した定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定することとなっている。

協定やビジョンには行政や民間の取組が記載されることとなるが、貸付対象事業となる民間の取組としては、協定やビジョンに位置付けられている取組又はこれに関連して行う取組であって、当該定住自立圏内において実施されるものを想定している。

なお、都道府県が貸付団体となる場合は、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の対象とはならない。

Q45 定住自立圏における融資比率・融資限度額の引き上げ措置（要綱第5条第6項）を適用するためには、いつまでに協定又はビジョンが締結（策定）されている必要があるか。

A 借入申込時に協定又はビジョンが締結（策定）されていなくても、ふるさと融資の貸付実行時までには締結（策定）されることを前提に、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の適用を内容とする借入申込みをすることができ

る。

なお、都道府県が貸付団体となる場合は、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の対象とはならない。

Q46 連携中枢都市圏構想推進要綱（要綱第5条第7項：平成26年8月25日付け総務省自治行政局長通知）に基づき協約を締結した宣言連携中枢都市及び連携市町村において実施される貸付対象事業とは、どのような事業を指すのか。

A 連携中枢都市圏とは、連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「協約」という。）を締結した宣言連携中枢都市（特別区を含む）及び連携市町村（特別区を含む）を合わせた区域の全部、または連携中枢都市圏形成方針を策定した宣言連携中枢都市（特別区を含む）の区域の全部である。宣言連携中枢都市（特別区を含む）は協定締結後、当該連携中枢都市圏の中長期的な将来像や連携して推進していく具体的取組等を記載した連携中枢都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定することとなっている。

ふるさと融資の貸付対象事業としては、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される事業であり、当該連携中枢都市圏内において実施されるものを想定している。

なお、都道府県が貸付団体となる場合は、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の対象とはならない。

Q47 連携中枢都市圏における融資比率・融資限度額の引き上げ措置(要綱第5条第7項)を適用するためには、いつまでに協定又はビジョンが締結(策定)されている必要があるか。

A 借入申込時に協定又はビジョンが締結(策定)されていなくても、ふるさと融資の貸付実行時までには締結(策定)されることを前提に、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の適用を内容とする借入申込みをすることができ

る。

なお、都道府県が貸付団体となる場合は、融資比率・融資限度額の引き上げ措置の対象とはならない。

Q48 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、もしくは(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業は、地域指定とは無関係に優遇措置が受けられるのか。

A 脱炭素化関連事業は地域特性ではなく、事業特性による優遇措置であり、融資比率、融資限度額ともに過疎地域等と同一の優遇措置となっている。新規雇用要件も都道府県、指定都市、市町村（特別区を含む）に関わらず1人以上となっている。

Q49 ローカル10,000プロジェクト事業においてふるさと融資を利用する場合どのようなになるのか。

A 総務省が地域経済循環創造事業交付金の交付を決定し、地方公共団体が助成を行う民間事業者の対象事業（「ローカル10,000プロジェクト」）についてふるさと融資を利用する場合、ローカル10,000プロジェクトの地域金融機関による融資にふるさと融資も含めることができる。但し、他案件と同様の融資要件を満たすことが必要となる。

なお、ふるさと融資は地域金融機関からの借入とは異なり、民間金融機関の連帯保証が必要なことに留意が必要である。

Q50 本制度の貸付金が融資比率限度以下であることをどのようにして確認するのか。

A 以下の書類により確認する。

- 1 決定前 借入申込資料（「ふるさと融資の手引き」様式4-1）
- 2 貸付実行前 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書
（「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」様式（ウ））

（2）貸付期間等

Q51 ふるさと融資の貸付期間・償還方法はどのようになっているか。

A ふるさと融資は、長期の設備投資資金を提供することによって地域の振興を図るシステムであることから、その貸付期間は5年以上（最長20年）のものに限定している。なお貸付期間は、その必要性や意義を勘案し貸付団体に判断する。

償還についても、上記のとおり長期の設備投資資金を提供するという本制度の趣旨に基づき、事業の収益により分割して行うこととしている。また、設備投資の性格として本格稼働までに相応の時間を有することもあることから、5年以内の据置期間（その間の償還は不要）を設けている。

（3）債権の保全等

Q52 「民間金融機関等確実な保証人」（要綱第10条）の範囲を示してほしい。

A ふるさと融資は、その債権保全として、「民間金融機関等確実な保証人」による連帯保証を必要としている（物的担保は不要）。この際、確実な保証人を徴することにより、不測の事態が発生した場合の貸付団体の行財政運

営への影響を防ぐことができる。

「民間金融機関等確実な保証人」の範囲については、個別に財団まで問い合わせをいただきたい。

なお、政府系金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等）については保証金融機関と認めない。

Q53 本制度における保証はどのような性格のものか。

A ふるさと融資の保証は連帯保証であり（要綱第10条）、主債務者が債務を履行しない場合、保証人は直ちに債務を履行しなければならないこととなる。

ふるさと融資の貸付金元本100%及びこれに付帯する一切の債務（遅延利息等）についての連帯保証が必要である。複数の金融機関等から連帯保証を徴求することは差し支えないが、その保証額の累積により貸付金の100%保証とするなどの「限度保証」は認められない。

なお、事業が複数年度にわたる案件について、年度により異なった保証人をたてることは可能である。

Q54 保証料のガイドラインはないのか。また、財団あるいは貸付団体として保証金融機関と民間事業者の間の担保関係の把握はどうするのか。

A 保証料は保証金融機関と民間事業者との間の相対契約により決まるものであり、ガイドラインを示すことは考えていない。

ただし、保証料率が民間金融機関等借入金利を大きく上回る場合は、事業者にとってふるさと融資の活用メリットがなくなるだけでなく、低利資金を供給することにより地域振興を図るという本制度の趣旨に反することになるので、保証金融機関には配慮をお願いしたい。

また、民間事業者が当該契約に際して連帯保証を行う金融機関へ担保を提供することも想定されるが、両者の問題であり、地方公共団体や財団がその点について把握する必要はない。

なお、平成27年4月からの制度改正により、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して地方交付税措置（補助額の75%）が講じられることとなった。

Q55 地方公共団体が保証金融機関等との間でふるさと融資に係る損失補償契約を締結することは可能か。

A 地方公共団体が保証金融機関等に対し損失補償を行うことは、債権保全を図るという保証本来の趣旨を事実上無意味にするものであり、このような事業については、ふるさと融資の対象とはしない。

なお、地方公共団体の長等が個人的に第三セクターに係る債務の保証等を行うことは、長等の公的役割からみて不相当と考えられている。

6. 民間金融機関等借入金

Q56 民間金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することはできるか。

A 民間金融機関等からの借入がない状況での利用はできない。

ふるさと融資の趣旨は、「地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与する」（要綱第1条抜粋）である。

Q57 ふるさと融資の融資比率は、償還完了まで維持されなければならないか。

A 融資比率は、ふるさと融資の実行時には遵守されなければならないが、償還完了まで維持する必要はない。

従って、民間金融機関等借入金の借入期間及び据置期間についても、それぞれふるさと融資の融資期間及び据置期間と合わせる必要はない。

Q58 民間金融機関等借入金に含まれるもの、含まれないものは何か。

A 民間金融機関借入のほかに、民間金融機関等借入金に含まれるものは次のとおり。

- (1) 日本政策金融公庫など政府系金融機関からの借入
- (2) 普通社債（私募債を含む。）
- (3) 地方公共団体からの借入
- (4) グループ会社等からの借入（必要性が十分認められる場合）

また、含まれないものは次のとおり。

- (1) 入居保証金、建設協力金、転換社債、補助金・助成金
- (2) 個人からの借入

Q59 工業用地等を割賦支払い方式で譲渡を受ける場合、当該債務を民間金融機関等借入金に含めることができるか。

A 含めることができる（利子分を除く。）。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有持分方式で船舶を建造する場合にも、適正な減価償却実施や適切な経理計上など一定の条件を満たせば、船舶建造のための事業費全体が対象となり得る。

Q60 地方公共団体が民間金融機関等借入金部分に損失補償を行っている場合、ふるさと融資の対象となるか。

A 対象とはしない。

7. 財政措置等

Q61 地域総合整備資金貸付事業に係る交付税措置の内容はどうなっているか。

A 地方公共団体が融資資金を円滑に確保できるよう資金は起債でまかなわれるが、起債同意された（届出地方債にあつては協議をしたならば同意を得られることとなると認められた）一般事業（地域総合整備資金貸付分：充当率100%）に係る地方公共団体の利子負担分の75%（用地取得費に係る部分は50%）については、特別交付税により措置される。

また、ふるさと融資には民間金融機関の連帯保証が必要であるが（要綱第10条）、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該補助額の75%については、特別交付税により措置される。

Q62 地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付分）のレートは全国一律か。

A 地方債の一般事業（地域総合整備資金貸付分）は銀行等引受け資金又は地方公共団体金融機関の資金が充当される。そのレートについては、各貸付団体と引受機関との折衝により決定されるものであり、一律ではない。

Q63 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、本制度を利用できないのか。

- A 実質公債費比率が18%以上である地方公共団体は許可団体になる。
この中で実質公債費比率が25%未満の団体のうち、公債費負担適正化計画を策定し、その内容が適正なものであり、その実施が着実に行われている団体は、地方債の許可を受けることが可能であり、本制度が利用できる。
また、実質公債費比率が25%以上であるなど財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である団体については、当該団体の財政健全化計画の内容、その実施状況に応じ地方債の許可を受けることが可能であり、本制度の利用が可能である。

Q64 貸付団体が借入人から地方債の利息の交付税不算入額相当額を寄付金等の名目で義務づけて徴することは可能か。

- A 無利子資金と民間金融機関等借入金により長期低利の資金を供給するふるさと融資制度の趣旨から、かかる措置は行うべきではない。

Ⅱ 融資の申込から貸付実行までの手続き

1. 融資の申込及び地方公共団体における検討

Q65 複数の都道府県、市町村にまたがる案件の申請はどこへ行うべきか。

A 当該案件の主たる事業を行う都道府県又は市町村（特別区を含む）に借入れの申込みをすることとなる。具体的な取扱いについては、財団に相談いただきたい。

Q66 市町村の融資限度額未満の案件は、都道府県、市町村のいずれに申し込んでもよいのか。

A 都道府県又は市町村（特別区を含む）のいずれに申し込んでも差し支えない。

Q67 ある案件について、事業ごとに区分して資金計画を立てているが、そのうち1事業のみを貸付対象事業とすることは可能か。

A 可能である。

Q68 事業の着手時期について留意点はあるか。

A 1 民間事業者が本制度の利用を希望する場合は、地方公共団体へ協議する必要がある。この協議は、ふるさと融資が、事業の推進に対するインセンティブとなることを目的としている制度の趣旨に鑑み、事業着手前に行うことが望ましい。

いつをもって事業の着手時期とするかは、具体的には以下のとおり。

- (1) 建築等請負契約に記載された着工日（この日までに建築確認等事業遂行上必要な許認可がおりていない場合には当該許認可の通知日）
- (2) 事業が機械設備の導入のみである場合には、当該機械設備の導入に係る売買契約の締結日
- (3) 用地取得を行う場合には、当該用地取得等に係る売買契約の締結日

2 地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合は、事業着手後であっても貸付対象事業とすることとして差し支えない。

- 3 事業完了後に協議があった場合は認められない。事業完了の日は、建物及び設備等の引き渡し完了した日とする。

Q69 要綱は各地方公共団体ごとに制定しなければならないのか。

A 要綱は、ふるさと融資制度の根幹をなすものであることから、必ず制定しなければならない。

また、ふるさと融資は全国的に統一的な制度の運用を行う必要があることから、作成に当たっては、総務省から示された要綱に準じたものとする必要がある。

なお、当該地方公共団体が他の融資制度の関係等から独自に条項を追加する必要がある場合等、要綱作成に当たってアドバイスが必要な場合は、財団まで相談いただきたい。

Q70 地域振興民間能力活用事業計画の作成にあたっての留意点は何か。

A 1 地域振興民間能力活用事業計画は、令和6年4月1日付事務連絡「地域総合整備資金貸付要綱の送付について」にその様式が定められており、この様式に従い、地方公共団体が作成することとされている。

2 「貸付対象事業の概要」等については、借入希望者の申し出をもとに作成する一方、「当該団体において支援しようとする趣旨・目的」における「当該事業の基本計画等での位置づけ等」及び「当該事業による地域の振興効果等」については、以下の要領で作成する。

(1) 「当該事業の基本計画等での位置づけ等」

- ① 地方公共団体が作成するマスタープランの中で、当該事業をどのように位置づけられるかを記載する。
- ② 特定課題達成のために構想されているプロジェクトの一環をなすと位置づけられる場合には、当該関連プロジェクトも記載する。

(2) 「当該事業による地域の振興効果等」

- ① 当該事業の地域振興に果たす役割として、直接効果と間接効果、経済効果と非経済効果のなかで特にどの側面、どのような効果を重視し支援を行うのかを具体的に記載する。
- ② 地域の特性（自然、文化等）を生かし、地域社会と調和するといった側面で特徴があれば、この点も記載する。
- ③ 当該事業が、地方公共団体が行う公共事業やふるさとづくり事業等、他の事業と関連して、地域振興目的を果たす場合には、これら関連事業も記載する。

2. 財団における総合的な調査・検討

Q71 財団への「総合的な調査・検討依頼」を提出する時期はいつか。

A 総合的な調査・検討依頼はふるさと融資の決定時期にかかわらず随時受け付けている。

ただし、「地方公共団体金融機構 地方支援調査委員会」（年3回開催）に諮るためには、同委員会各回開催の約3か月前までに提出していただきたい。

※令和6年度は、4月26日（水）、7月19日（水）、11月7日（火）、令和7年2月21日（金）を締切日とする予定ですが、あらかじめ財団にお問い合わせください。

Q72 融資を申込む際には必ずコンサルタント等に書類作成等を依頼する必要があるのか。

A 関連書類の作成については、コンサルタント等による作成を想定したものではありません。関連書類の作成に関してご不明な点等がありましたら、各自治体、財団宛にお問い合わせください。

Q73 財団における「案件検討会」とは何か。

A 「案件検討会」は、地方公共団体から依頼のあった案件が、ふるさと融資の対象事業としてふさわしいか、財団として専門的な見地から調査・検討を行うものである。

※ 具体的な開催期日は財団にお問い合わせください。

Q74 「地方公共団体金融機構 地方支援調査委員会」とは何か。

A 地方公共団体金融機構が設置する外部専門家を中心とする委員会において、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を行うものである。

※ 具体的な開催期日は財団にお問い合わせください。

Q75 後年度に実施される事業について、財団において総合的な調査・検討を行うことは可能か。

A 事業者が希望し、地方公共団体が認める場合は、次年度分の予算より実行される貸付に限り可能である。

また、複数年度にわたる事業についても、今年度及び次年度分の総合的な調査・検討を行うことができる。

Q76 財団の総合的な調査・検討に先立って、ふるさと融資に係る予算措置は必要か。

A 財団の総合的な調査・検討の対象となる案件は、予算措置済みのもの及び予算措置が見込まれるものである。この場合、当初予算に計上することも可能であるし、補正予算により措置することもできる。

3. 貸付決定から貸付実行までの手続き等

(1) 貸付決定及び通知

Q77 総合的な調査・検討の結果は、どのような形式で地方公共団体に通知されるか。

A 貸付対象事業として適当な場合においては、地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討結果通知書として財団理事長名で都道府県知事及び市町村長あてに通知される。

また、適当と認められた事業については下記事項を明記する。

対象事業	〇〇事業
対象事業者	〇〇(株)
貸付年度	令和〇〇年度
貸付金額	金〇〇〇円
貸付予定時期	令和〇〇年〇〇月
貸付期間	第1回償還期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
最終償還期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
償還条件	1回当たり償還額 〇〇千円×△△回
最終償還額	〇〇千円
連帯保証人	〇〇銀行

Q78 複数年度にわたる貸付けの場合、(1)貸付決定通知、(2)金銭消費貸借契約の締結は年度ごとに行うのか。

- A (1) 年度ごとに借入申込及び総合的な調査・検討依頼を行った場合は、年度ごとに貸付決定を行う。
また、当該年度及び次年度分の借入申込及び総合的な調査・検討依頼を行った場合は、地方公共団体の判断により当該年度に次年度分の貸付決定通知を行うことも可能である。
- (2) 年度ごとに行う。金銭消費貸借契約は、実際にふるさと融資の資金の貸借を約するものである。現実には、貸付金が存在していなければならず、それらの資金は、予算措置によって手当されるものであるため、当該契約は、年度ごとに行うこととなる。

Q79 地方公共団体が事業者に貸付決定を通知したのち、金銭消費貸借契約証書に記載される貸付条件（最終償還日・償還方法等）が変更された場合はどうすればよいか。

- A 地方公共団体は貸付決定通知書（様式9）を事業者あて再発行のうえ、写しを財団あて送付する。

Q80 総合的な調査・検討結果の通知後、地方公共団体が貸付決定するまでの間に、事業計画や資金計画に変更があった場合、どのように処理することが妥当か。

- A 事業計画や資金計画は、財団が総合的な調査・検討を行ううえで不可欠な要素であり、その変更内容によっては再検討の必要性が生じることもある。
地方公共団体において、変更理由、変更内容等を十分把握し、地方公共団体の対応方針案を明確にしたうえで財団と相談していただきたい。

(2) 貸付事務包括委託契約

Q81 財団との事務委託契約の締結に当たって、どのような書類が必要か。

- A 原則として、以下のとおりである。
- (1)貸付事務包括委託契約証書（「甲」欄に記名押印のもの）… 2通
 - (2)貸付団体口座の通知について（様式(イ)）… 1通

(3)貸付決定通知書（写）

… 1 通

※平成23年4月1日に、従来の「事務委託契約」を現行の「貸付事務包括委託契約」へ改正している。既に貸付事務包括委託契約を締結している貸付団体は、貸付事務包括委託契約証書に係る作業は不要となる。

※様式(イ)については、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」（財団HPに掲載）を参照。

Q82 貸付事務包括委託契約に基づき、財団が委託を受ける範囲はどこまでか。

A 地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書第1条（様式(ア)）に規定するとおり、原則として次の事務を受託する。

(1)貸付金の支出

(2)償還金（繰上償還金、遅延利息、連帯保証人から受ける償還金を含む。）の徴収

※様式(ア)については、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」（財団HPに掲載）を参照。

Q83 貸付事務包括委託契約は必ず締結するのか。いつまでに締結しなければならないのか。

A 締結する必要がある。遅くとも、貸付予定事業に係る金銭消費貸借契約の締結の時までにはなされなければならない。

貸付事務包括委託契約締結から金銭消費貸借契約締結までには、貸付団体から財団への借入人の金融機関の口座の通知、金銭消費貸借契約証書記載内容の確認等、時間的余裕を必要とする手続も含まれていることから、実務上は、両者の間に相当の準備期間が必要となる。

Q84 貸付事務包括委託契約は、案件ごとに締結するのか。

A 従前は、年度ごとに事務委託契約を締結していたが、平成23年度からは、貸付団体ごとに1貸付事務包括委託契約を締結することとした。

一度貸付事務包括委託契約を締結した後は、当該契約に基づいて貸付実

行・償還事務を実施するため、貸付実行を行う年度ごとに事務委託契約を締結する必要はない。

Q85 事務委託契約を貸付事務包括委託契約へ改正（平成23年4月1日）したことに伴い、既に貸付実行した案件に係る事務委託契約は、新たに貸付事務包括委託契約を締結し直す必要があるのか。

A 既に貸付実行した案件に係る事務委託契約については、新たに貸付事務包括委託契約を締結し直す必要はない。

新規案件に係る契約が発生した際には、既に貸付実行した案件に係る契約を貸付事務包括委託契約へ改めていくこととする（様式(ア)貸付事務包括委託契約第16条により従前の契約は合意解除することとなる）。

※様式(ア)については、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」（財団HPに掲載）を参照。

Q86 徴収事務の委託についての告示は必要か。

A 歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方公共団体の長は、事務委託契約を締結後、速やかにその旨を告示する必要がある（地方自治法施行令第158条第2項）。

（3）貸付実行

Q87 ふるさと融資の貸付実行に当たって留意すべき事項は何か。

A 貸付実行は、「当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入が共に完了していること」を基本とする。

貸付団体が特に必要と認める場合は、対象事業費の最終支払日の概ね1カ月前の日以降の日において貸付実行することができる。

なお、対象事業費に係る支払いと民間金融機関等からの借入が、当該年度（出納整理期間を含む）までに完了することを確認する必要があるため、留意する必要がある。

※当該手続の詳細は、「貸付予定事業の事務の取り扱い」（財団HPに掲載）を参照。

Q88 貸付対象事業費の支払い又は民間金融機関等からの借入が、年度末までに完了しなくなった場合の貸付実行はどのようになるのか。

A 工事の遅延等が原因で対象事業費の支払い等が年度末までに完了しないことになった場合は、貸付実行年度を翌年度へ繰越すこととなる。

なお、地方公共団体の出納整理期間内（翌年度の5月31日まで）に対象事業費の支払い等が完了し、かつ貸付実行を行う場合は、翌年度へ繰越を行わず、当該年度分として貸付実行する。

特に、事業費の支払完了前に貸付実行を行う案件については、請求書及び融資決定証明書等により、出納整理期間内に対象事業費の支払い等が完了することを確実に確認していただきたい。

Q89 貸付対象事業が遅延したため、予算上、当該貸付金について繰越措置を行う場合、どのようにすればよいのか。

A 予算執行の適正を期する観点等から繰越明許費の制度によることが原則であるが、遅延理由や遅延内容にはさまざまなものが考えられるので、財団に事前に相談していただきたい。

Q90 借入人に対する資金交付（融資の実行）は、いつの時点をもって行われたことになるか。

A 財団から借入人の金融機関の口座に資金が振り込まれた時点である。

Q91 貸付団体から借入人の口座に資金が届くまで、どれくらいの時間を要するのか。

A 貸付金は、貸付団体から財団の口座を経由して借入人の口座へ振り込まれることとなる。財団においては即日処理を行うが、金融機関における事務処理等に時間を要することもあり得るので、余裕を見て貸付日を設定することが望ましい。

Q92 貸付実行日について、月末・年度末において注意する点は何か。

A 1 金融機関が繁忙となる月末（特に年度末）は、借入人の口座への貸付金

- の送金が遅れるおそれがあることに注意する必要がある。
- 2 可能であれば、月末・年度末を貸付実行日とすることは避けることが望ましい。

Q93 金銭消費貸借契約時に、印鑑証明書を徴求する際の留意点は何か。

A 印鑑証明書は、法人の管轄登記所が発行する書類で、これにより、借入人及び保証人の印影、住所、法人名、代表者の役職名及び氏名を確認する。

徴求時の留意事項は次の2点である。

- 1 借入人、保証人について漏れなく徴求しているか。
- 2 発行日は金銭消費貸借契約締結予定日から3ヶ月以内か。

なお、登記上の代表者役職名については、「代表取締役社長」ではなく「代表取締役」、「理事長」ではなく「理事」、「取締役頭取」ではなく「代表取締役」というように、日常的に使用している名称とは異なる場合も多いので、金銭消費貸借契約書の作成時には注意が必要である。

Q94 「数個の給付をなすべき場合」、「甲からの借入金債務が他にもある場合」（金銭消費貸借契約証書一般約款第8条）とは、それぞれどのような場合か。

A 「数個の給付をなすべき場合」とは、借入人が一つの金銭消費貸借契約に係る償還を複数回にわたって行わず、これら各々の債務について償還の義務を負う場合等であり、「甲からの借入金債務が他にもある場合」とは、借入人が当該貸付団体から他にも借入れを行っている場合（ふるさと融資の借入れのほか、他の制度融資により借入れを行っている場合を含む）をいう。

Q95 「契約に関する一切の費用」（金銭消費貸借契約証書一般約款第11条）とは、どのような費用のことか。

A 償還金を財団に払い込むために必要な費用、変更契約等締結に必要な印紙代等、借入金がすべて償還されるまでに生じる一切の費用をいう。

Q96 金銭消費貸借契約締結時に、借入人に対して交付する書類にはどのようなものがあるか。

A 1 借入人に対しては次の書類を交付する必要がある。

- (1) 金銭消費貸借契約証書副本
- (2) 地域振興民間能力活用事業計画（写）

2 上記1のうち(2)の地域振興民間能力活用事業計画（写）を借入人に交付する趣旨は、借入人が地域振興民間能力活用事業計画に反した場合には金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第2項第1号に定める繰上償還請求事由に該当することから、借入人に対して地域振興民間能力活用事業計画の内容を周知させておく必要があるためである。

Q97 金銭消費貸借契約証書における印紙は、正本、副本ともに必要か。

- A 正本（貸付団体が保管する方の証書）のみ印紙を貼付する必要がある。
- 金銭消費貸借契約の締結に当たっては、債権者たる貸付団体と債務者たる事業者との間でお互いに契約証書を作成し、差し入れ合うことが想定されている。この場合、正本は事業者が作成し貸付団体に差し入れることとなるので、正本については、その作成者に印紙税の納税義務が発生する（印紙税法第3条第1項）。
- 一方、副本については、貸付団体が作成し事業者に差し入れることとなるので、印紙税法第5条第2号の非課税文書となり、印紙を貼付する必要はない。

Q98 金銭消費貸借契約証書の誤記は、どのような方法で訂正するのか。

- A 訂正部分を訂正前の状態が分別できるように2本線で消し、証書の欄外に「本葉中〇〇字抹消〇〇字挿入」と記すとともに、契約当事者双方の訂正印を押印する。なお、金額の訂正を行ってはならない。

Q99 第三セクターの代表者が貸付団体の長である場合、金銭消費貸借契約締結上の留意点は何か。

- A 民法第108条の規定により双方代理は禁止されている。したがって、この点を考慮し有効な金銭消費貸借契約を締結するには、以下のいずれかによる必要がある。
- 1 第三セクターにおいて代表権を有する者を数名おくことにより、貸付団体の長以外の代表者名において金銭消費貸借契約を締結する。
 - 2 貸付団体の長が、金銭消費貸借契約の締結を副知事、副市町村長等に委

任することにより、貸付契約を行う。

Q100 保証書は誰の名前で差し入れられるのか。

- A 1 ふるさと融資の保証人は、民間金融機関等の法人であり、当該法人の代表者、支配人等保証書を差し入れる権限を有する者の名前で差し入れることとなる。
- 2 この権限の有無は代表者事項証明書等により確認する。
- 3 保証書の保証人欄の記載は、次のとおり代表者名か支配人等名かによって異なる。
- (1) 法人の代表者名により差し入れられる場合の記載
保証人の本店所在地
保証人の名称
代表者であることの表示 代表者氏名
- (2) 法人の支配人等の名で差し入れられる場合の記載
保証人の本店所在地
保証人の名称
(代表者であることの表示 代表者氏名)
保証人の支店等所在地
(保証人の名称、支店名)
支配人等の表示 支配人等氏名
() 内は省略可能な記載事項である。

Q101 金銭消費貸借契約締結時に保証人に対して交付する書類にはどのようなものがあるか。

- A 1 保証人に対しては次の書類を交付する必要がある。
- (1) 金銭消費貸借契約証書正本(写)(裏面に一般約款の記載あるもの)
(2) 地域振興民間能力活用事業計画(写)
- 2 上記1のうち(1)については、保証書上、「…金銭消費貸借契約に基づき…保証いたします。」の記載があり、後日のトラブルを避けるため、交付するものである。

(4) 借入人からの報告等

Q102 計画どおり事業が遂行されたことをどのように確認するのか。

A 借入人から提出される「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書」(様式(キ))により、貸付団体及び財団の双方において確認する。

※様式(キ)については、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」(財団HPに掲載)を参照。

Q103 雇用確保の事後確認はどのように行うのか。

A 1 原則として稼働後(営業開始後)、事業者等から提出される「地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書」(様式(キ))の「新規雇用者確保数」の項目により確認することとなる。

※様式(キ)については、「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」(財団HPに掲載)を参照。

2 貸付実行から、営業開始、上記報告の提出までに時間を要する場合もありうる。雇用確保の事後確認にとって必須の報告であり、注意が必要となる。

Ⅲ 貸付金の管理等

1. 貸付金の償還

Q104 償還事務の流れはどのようになるのか。

A 財団は、貸付団体との貸付事務包括委託契約により借入人からの償還金の徴収事務の委託を受けており、その事務の流れは次のようになる。

- 1 財団は、調定を行った後、借入人に対し償還期日の20日前までに納入通知書を送付する。
- 2 貸付団体は、財団に対し、あらかじめ、財団が収納した償還金の振込を受ける貸付団体の金融機関の口座を通知する。
- 3 財団は、借入人から収納した償還金を上記2の金融機関の口座に振り込む。

Q105 借入人が貸付金に係る債務すべてを返済（完済）した場合、貸付団体はどのような事務処理を行うのか。

A 貸付団体は以下の事務を行う。

- 1 借入人に対する貸付債権の消滅に係る処理
貸付団体は、最終償還金の収納を確認後、受領証（様式シ-1b）と引き換えに様式（シ-1a）とともに契約証書等を返却する。
- 2 保証人に対する被保証債権の消滅に係る処理
貸付団体は、最終償還金の収納を確認後、受領証（様式シ-2b）と引き換えに様式（シ-2a）とともに保証書等を返却する。

※様式（シ-1a）、様式（シ-1b）、様式（シ-2a）、様式（シ-2b）については「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」（財団HPに掲載）を参照。

Q106 借入人が償還を行う場合、どの時点で償還があったとみるのか。

A 財団に振り込まれ、財団の口座に入金があった時点で償還があったとみなされる。

Q107 借入人は金銭消費貸借契約証書記載の償還期日でないと償還を行えないのか。

A 貸付団体の承認を受けて、償還期日より前に償還を行うことができる（金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第4項）。

なお、償還期日より前に償還を行う場合には、事前に財団に相談いただきたい（ただし、定例償還分の期日前償還は不可）。

Q108 償還期日が休日又は銀行の休業日に当たる場合の取扱いはどのようなのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第4条は、「償還期日が休日または銀行休業日に当たる場合で、借入人がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。」と規定している。すなわち、償還期日が当然に翌営業日まで伸びるのではなく、「次の銀行営業日に入金したとき」にのみ償還期日が翌営業日であるのと同様の効果を生ずるものである。

したがって、「次の銀行営業日」に入金がなかった場合には、遅延利息の起算日は金銭消費貸借契約上の償還期日の翌日となることに留意する必要がある。

Q109 借入人が償還金を財団に振り込む場合、振込手数料等は誰の負担となるのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第11条第1項に基づき借入人の負担となる。

2. 延滞及び遅延利息等

Q110 償還が一日でも遅れると遅延利息が発生するのか。また、繰上償還金が償還期日に償還されない場合も遅延利息は発生するのか。

A 1 償還が一日でも遅れると遅延利息が発生する。

2 繰上償還に係る納入通知書に記載する償還期日を過ぎても繰上償還金が償還されない場合、当該期日の翌日以降、遅延利息が発生する。

Q111 延滞が発生した場合、貸付団体はどのように対応すればよいか。

A 貸付団体は、財団からの延滞発生連絡に基づき、借入人に対して支払督促を行う。

ただし、事業者の業績不振等により償還が困難な場合は、債権保全のため、繰上償還請求または保証人に対する保証債務の履行請求を行う必要がある。

Q112 本制度上の遅延利息は、地方自治法上の延滞金と異なるのか。

A 私法上の債権に係る本制度上の遅延利息は、公法上の債権に係る地方自治法第231条の3にいう延滞金とは、性格を異にする。

Q113 貸付金の償還が遅れ、償還すべき元本と遅延利息の合計額に満たない資金の払込みがなされた場合、元本と遅延利息のどちらに先に充当するのか。

A 元本と遅延利息の弁済充当順序については、当事者の合意がある場合には、これに従い、当事者の合意のない場合には、民法第491条第1項により、遅延利息、元本の順に充当されることとなる。

ふるさと融資については、事前の当事者間の合意がない（金銭消費貸借契約証書一般約款上記載がない）ので、原則として民法による充当がなされる。

なお、元本、遅延利息のいずれを先に充当するかによって、財団が借入人から徴収すべき金額が異なるため、貸付団体において元本優先充当とする場合には、事前に財団に連絡していただきたい。

3. 繰上償還等

Q114 繰上償還の請求を行うかどうかの判断は誰が行うのか。

A 債権者である貸付団体の長が、借入人保証人が貸付要綱第13条第2項または金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第2項に規定する繰上償還請求事由を有するとの判断に至った場合、繰上償還請求を行うことができる。

この場合、財団は、可能な限り関連情報を提供し、必要な場合には助言等することにより、長の判断に資するよう支援していくこととしている。

Q115 繰上償還請求決定通知書及び督促状等の送達は、貸付団体が直接行うのか、財団に行わせるのか。

A 貸付団体が行う。

Q116 繰上償還事由に地域振興民間能力活用事業計画違反を挙げているが、借入人との間に拘束力はあるのか。

A 地域振興民間能力活用事業計画違反は、金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第2項第1号で繰上償還事由となっており、借入人に対して拘束力はある。

Q117 借入人の側から繰上償還したい旨の申し出があった場合、どのように対応するのか。

A 金銭消費貸借契約証書一般約款第6条第4項により、借入人は貸付団体の承認を受けて、借入金の全部又は一部について自発的な繰上償還を行うことができる。

借入人からの申し出書類（様式）は財団で用意している。なお、地方財政措置との関係を留意のうえ（Q119）、貸付団体は都道府県の交付税（財政）担当あてその旨連絡のこと。

Q118 保証債務履行請求の時期はいつか。

A 金銭消費貸借証書一般約款第6条第1項又は第2項に規定する事由に該当したとき等、借入人の期限の利益が失われた場合、償還期日の翌日から保証債務履行請求ができる。

実際は貸付団体が借入人による弁済能力の有無を判断した上で、連帯保証人に対し保証履行の請求を行うが、様々なケースが考えられるので、財団に相談いただきたい。

Q119 繰上償還の場合におけるふるさと融資に関する地方財政措置の取扱いはどうか。

A ふるさと融資については、その原資は転貸債で措置され、貸付団体の負担

する金利の一部は交付税措置されている。

ふるさと融資の繰上償還がなされた場合、これらの措置の前提が失われるので、見合い額の地方債の繰上償還及び交付税措置の是正等、適切に対応する必要がある。

4. 貸付条件等の変更・借入人からの報告等

Q120 金銭消費貸借契約一般約款第9条第5項により報告義務のある「乙(借入人)又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき」とは具体的にどのようなときか。

A 具体的には、借入人又は保証人において合併、会社分割、事業譲渡、休・廃業等が行われるときや、借入人において対象設備の売却、減資、保証人の変更等が行われるときである。

このような事態においては、貸付団体において債権の保全上適切な事務処理が求められるため、貸付団体においても借入人の動向の把握に努め、事態が予測される場合はできるだけ早期に財団に相談いただきたい。

Q121 借入人が、最終期限の延長や償還金額の軽減等の貸付条件の変更を希望した場合は、どのように対応したらよいか。

A ふるさと融資においては、一般的にこのような貸付条件の変更は想定されていない。

ただし、天災等、事業を行う者が、事業計画時に通常想定する範囲外の事項が要因となり、条件変更を行うことがやむを得ないものと認められる場合については、貸付団体は保証行と協議の上、個別に財団に相談いただきたい。

Q122 借入人が東日本大震災の被害により貸付条件の変更を希望した場合は、どのように対応したらよいか。

A 借入人が直接あるいは間接的に東日本大震災の被害を受け、貸付団体がやむを得ないと認める場合は、以下のとおり償還を猶予することなどの対応が可能であるので、個別に財団にご相談いただきたい。

1 支援対象事業者

(1) 震災により、ふるさと融資対象施設に損害が生じた事業者

- (2) 震災により、ふるさと融資対象施設に直接の損害はないが、事業活動に必要な道路、鉄道、電力、ガス、水道等の社会基盤施設が損壊したこと又は風評被害等により事業活動に著しい制限を受けた事業者

2 留意事項

償還猶予措置を講じるに当たっては、次のような点について留意の上判断していただきたい。

- ・ 償還猶予期間終了後の償還方法は、償還猶予した金額を当初償還金額に上乘せし、引続き元金均等半年賦償還とする。
- ・ 同措置については、事前に保証行と協議する必要がある。
- ・ ふるさと融資について、償還猶予措置を講じたとしても、原資の地方債の償還は当初計画どおり行う必要があるため、貸付団体において資金手当が必要になる可能性がある。

Q123 ふるさと融資実行後、民間金融機関等借入金部分の一部について他の民間金融機関等が肩代わりすることは可能か。

A 可能である。

Q124 金銭消費貸借契約証書一般約款第9条第4項の決算書類とはどのような書類をいうか。

A 株式会社にあつては、事業報告（書）、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書等を、公益法人等にあつては、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を、その他の法人にあつては、それぞれの関係法令等に定める決算書類等をいう。

これらの決算書類はふるさと融資の貸付対象事業を含め貸付対象事業者の財務状況や経営成績を示す重要な資料であり、債権管理上債権者として必ず徴求し、その内容を継続的に把握しておく必要がある。

貸付団体においては、これらの書類も含め決算期ごとに実際に決算説明を受けることが望まれる。

お問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1

麹町クリスタルシティ東館 12 階

TEL: 03-3263-5737 FAX: 03-3263-5732

URL: <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

e-mail: yushi-ka@furusato-zaidan.or.jp